

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (1割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分: 5級地(1単位あたり10.45円)

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(I)	616円	689円	765円	838円	911円
	看護体制加算(I)口	5円				
	夜勤職員配置加算(I)口	14円				
	日常生活継続支援加算(I)	38円				
	口腔衛生管理加算(I)(該当者のみ)	94円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(I・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき711円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算(I)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居 住 費	第1段階	0円
		第2段階	430円
		第3段階①②	430円
		上記以外の方	915円
	食 費	第1段階	300円
		第2段階	390円
		第3段階①	650円
		第3段階②	1,360円
		上記以外の方	1,700円
	日用品費		300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円
第2段階	53,790円	55,980円	58,260円	60,450円	62,640円
第3段階①	61,590円	63,780円	66,060円	68,250円	70,440円
第3段階②	82,890円	85,080円	87,360円	89,550円	91,740円
上記以外の方	107,640円	109,830円	112,110円	114,300円	116,490円

- ★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(I)	616 円	689 円	765 円	838 円	911 円
	看護体制加算(I)□	5 円				
	夜勤職員配置加算(I)□	14 円				
	日常生活継続支援加算(I)	38 円				
	口腔衛生管理加算(I) (該当者のみ)	94 円/月				
	初期加算 (該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算 (該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算 (I ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき71円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算 (I)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給付 対象 外	居住費	第1段階	380 円
		第2段階	480 円
		第3段階①②	880 円
		上記以外の方	1,231 円
		日用品費	300 円
	食費	第1段階	300 円
		第2段階	390 円
		第3段階①	650 円
		第3段階②	1,360 円
		上記以外の方	1,700 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円
第2段階	53,790 円	55,980 円	58,260 円	60,450 円	62,640 円
第3段階①	61,590 円	63,780 円	66,060 円	68,250 円	70,440 円
第3段階②	82,890 円	85,080 円	87,360 円	89,550 円	91,740 円
上記以外の方	107,640 円	109,830 円	112,110 円	114,300 円	116,490 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (2割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分: 5級地(1単位あたり10.45円)

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,231円	1,378円	1,530円	1,677円	1,821円
	看護体制加算(Ⅰ)□	9円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	28円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(該当者のみ)	189円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給付 対象 外	居住費(一日につき)	915円
	食事(一日につき)	1,700円
	日用品費(一日につき)	300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	64,440円	68,850円	73,410円	77,820円	82,140円

★上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+αは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	1,231 円	1,378 円	1,530 円	1,677 円	1,821 円
	看護体制加算(Ⅰ)□	9 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	28 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	189 円/月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給 付 対 象 外	居住費（一日につき）	1,231 円
	食事（一日につき）	1,700 円
	日用品費（一日につき）	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		64,440 円	68,850 円	73,410 円	77,820 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (3割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分: 5級地(1単位あたり10.45円)

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,847円	2,066円	2,295円	2,515円	2,731円
	看護体制加算(Ⅰ)□	13円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	41円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	113円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(該当者のみ)	283円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給 付 対 象 外	居住費(一日につき)	915円
	食事(一日につき)	1,700円
	日用品費(一日につき)	300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	82,920円	89,490円	96,360円	102,960円	109,440円

★上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

(外泊時費用) ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(I)	1,847 円	2,066 円	2,295 円	2,515 円	2,731 円
	看護体制加算(I)口	13 円				
	夜勤職員配置加算(I)口	41 円				
	日常生活継続支援加算(I)	113 円				
	口腔衛生管理加算(I) (該当者のみ)	283 円/月				
	初期加算 (該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算 (該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算 (I ・ 該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算 (I)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介 護 給 付 対 象 外	居住費 (一日につき)	1,231 円
	食事 (一日につき)	1,700 円
	日用品費 (一日につき)	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		82,920 円	89,490 円	96,360 円	102,960 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。